

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地法律事務所 / 日本部

パートナー弁護士 法学博士 熊琳



### 第208回 オンラインで開催した株主会や董事会の法的効力

新型コロナウイルスの発生以前、在中日系企業の株主会や董事会は、主に株主の代表や董事が現場に出席して開催されていました。コロナ禍となってからは、国境をまたぐ人の移動が著しい制限を受けることになったため、これまでと同じように現場開催を継続することが難しくなり、多くの日系企業がオンライン会議等で対応するようになりました。今回は、オンラインで開催した株主会や董事会の法的効力をどのように認定するか、留意点について解説いたします。

#### ◇ 株主会や董事会を開催する方法の重要性

中国の現行「会社法」第22条第2項では、株主会もしくは株主総会、董事会の招集手続きや採決方法が法律・行政法規または会社定款に違反するか、決議内容に会社定款違反があった場合、株主は、決議がなされた日から60日以内に、裁判所に取り消し請求ができると規定されています。招集手続きと採決方法は、いずれも開催方法の範疇（はんちゅう）ですので、株主会や董事会の開催方法が非合法であった場合、決議も無効と認定されるか取り消されてしまう恐れがあります。

株主会は、「会社法」所定の会社における最高意思決定機関です。董事会は、「外資三法」が施行されていた時代に、「中外合弁経営企業法」所定の合弁企業における最高意思決定機関でしたので（「外商投資法」は、2020年1月1日に施行されてから5年間は、董事会を合弁会社の最高意思決定機関として存続させることができます）、「会社法」制度下でも重要な意思決定権を持っています。このため、株主会か董事会の決議内容が非合法と認定されてしまった場合、著しい結果を招くことになります。

#### ◇ オンラインで開催した株主会や董事会の法的効力

##### 1. 中国の現行「会社法」の規定および解釈

現行の「会社法」第41条第2項では、「株主会は、審議した議案の決定について議事録を作成しなければならない。会議に出席した株主は、議事録に署名しなければならない」と規定しています。また同法第48条第2項では、「董事会は、審議した議案の決定について議事録を作成しなければならない。会議に出席した董事は、議事録に署名しなければならない」と規定しています。

上記2項の規定に使用されている「出席」という言葉にオンライン方法で会議に出席することが含まれているかどうか、現行の法律制度においては明確に規定されていません。このため実務上は、株主会や董事会の招集や採決手続きについて「この法律に規定があるものを除き、会社の定款により定める」とする第43条と第48条第1項に基づいて判断が行われ、会社定款に規定があるかどうかということになります。会社定款の中でオンライン方式による株主会や董事会の開催を明確に認めていれば、通常、決議内容は有効と認定されます。しかし、会社定款の中で明確に規定していなかった場合、法的効力についての紛争が起きる恐れがあります。

##### 2. 「会社法」の改定草案

中国全国人民代表大会（全人代）常務委員会が2021年12月24日に公布した「中華人民共和国会社法（改定草案）」では、電子通信方式による株主会や董事会の開催・採決を明確に認めています。この改定内容が最終的に可決されれば、オンライン方式で株主会や董事会を開催した際に下された決議の法的効力が相当程度保証されるようになると思われます。

### 3. オンライン方式で会議を開催する際の留意点

- (1) 現行の「会社法」制度においては、会社定款の中でオンライン等の電子通信方式による株主会や董事會の開催許可について規定する。上記2で言及した「会社法」の改定内容が可決した後も、依然として会社定款の中で明確に規定し、紛争が起きる可能性を最大限減らす。
- (2) 株主会や董事會の招集通知の中で、開催方法が「オンライン方式」であることを明記する。
- (3) オンラインで株主会や董事會を開催する場合には、会議の開催過程をカメラで録画し、資料として保管する。
- (4) たとえオンライン開催を採用したとしても、書面による決議書を作成する。

#### ◇日系企業へのアドバイス

中国政府が「ゼロコロナ」政策を変えるまでは、依然として株主会や董事會を現場開催とすることは難しく、オンライン方式での開催が重要な意味を持ちます。このため、日系企業においては速やかに中国の現地法人の会社定款を確認し、株主会や董事會のオンライン開催について明文化し、決議の法的効力を保証しておくとよいでしょう。

## 《青島・山東省》

### 青島市が「公園都市建設計画」=遊歩道の整備、緑化など推進

中国山東省青島市は今年、都市整備・再開発計画の一環として、「公園都市建設計画」を進める。年内に公園や遊歩道の整備、緑化など、計396件のプロジェクトを完了させる予定で、これまでに151件が完了した。観海新聞が13日伝えた。

同市は都市の景観を整え、環境を改善するための対策を強化している。今年はこれまでに市内の小規模な公園30カ所と遊歩道13本の建設、小高い山の上に設けた公園27カ所の整備を完了。ほかに約200ヘクタールの植林も実施した。(時事)

## 《四川・中西部》

### 重慶で企業などの税負担軽減7160億円=1~5月

中国重慶市税務局は8日、今年1~5月に実施した税の減免や先送りなどの対策により、市内の企業や個人事業主を対象に、税負担が合わせて約358億元(約7160億円)軽減されたと発表した。重慶日報が13日伝えた。

新型コロナウイルスの影響で経営が圧迫された企業などの支援策として、増価税(付加価値税)の還付や小規模納税者に対する免除、社会保険料の徴収先送りなどの対策をとった。4月1日から5月31日までの増価税還付により、市内企業に計229億元の資金が戻った。(時事)

### 四川省、上海の新型コロナ警戒レベルを「B」に引き下げ

中国四川省の疾病予防コントロールセンターは12日、新型コロナウイルス対策における上海市の警戒レベル指定を「A」から「B」に引き下げた。これにより、上海に滞在歴がある人が四川省に入る場合、「A」レベルで必要だった指定場所での7日間の隔離措置は不要になり、7日間の自宅などでの隔離で済むようになった。成都日報が13日伝えた。

四川省は今年4月15日以降、国内で新型コロナが発生した地域を「A(同省にウイルスが持ち込まれるリスクが高い)」レベルと、「B(Aレベル以外で市中感染が確認された地域)」に分けて対応している。

上海市の指定が解除されたことにより、四川省が「A」指定する地域はなくなった。(時事)